

滋賀県スポーツ協会 LINE 公式アカウント利用要領

(目的)

第1条 この要領は、滋賀県スポーツ協会（以下「本会」という。）が、LINE 公式アカウントを県民等への情報伝達媒体として利用するにあたって、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) LINE

LINE 株式会社がインターネットにおいて提供する情報サービスをいう。

(2) LINE 公式アカウント

特定の企業やブランドなどが、ユーザに情報発信するためのアカウントをいう。

(3) 公式アカウント

本会が運用する次の LINE 公式アカウントをいう。

アカウント名：長浜ドーム

(4) 利用者

公式アカウントからの情報を受信する者、公式アカウント上のコンテンツに対して「いいね」、「シェア」およびその他公式アカウント上の各機能を使用する者をいう。

(運用管理者)

第3条 公式アカウントの運用管理は、事務局長および館長等（以下、「運用管理者」という。）が行う。

2 運用管理者は、公式アカウントの適切な運用を行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。

(1) 公式アカウント上への情報の掲載および削除等の承認、指示

(2) ユーザ情報やパスワード等の管理

(3) 掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応

(4) その他、適切な運用を行うために必要な事項

(情報掲載者)

第4条 公式アカウントへの情報掲載は、運用管理者が指定した職員等が行う。

(掲載情報)

第5条 公式アカウントでは、次に掲げる情報を県民等へ提供する。

- (1) 本県の体育・スポーツ振興に資する情報
- (2) 指定管理施設における利用者サービス向上に資する情報
- (3) 競技力向上に関する情報
- (4) 国民スポーツ大会に関する情報
- (5) 県民の安全・安心・健康に資する情報
- (6) その他運用管理者が適当と認めるもの

2 本会が別途定める「ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づき、適切な情報の提供に努める。

(禁止事項)

第6条 公式アカウントでは、次の各号に該当する利用者からのコメントを禁止する。

- (1) 法令等に違反し、またはその恐れのある行為
- (2) 公序良俗に違反する行為
- (3) 政治活動、選挙活動および宗教活動を目的とした行為
- (4) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける行為
- (5) 人種、思想、信条等の差別または差別を助長し、人権等を侵害する行為
- (6) 本人の承諾なく個人情報等を特定、開示、漏えいする等個人のプライバシーを害する行為
- (7) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とする行為
- (8) 虚偽または事実と異なる情報等を掲載する行為
- (9) 本アカウントに対し不正アクセスする、意図的に不正な指令を与えるおよび高負荷をかける、その他障害を発生させようとする行為
- (10) その他運用管理者が不適切であると判断した行為

(コメントへの返信)

第7条 利用者からのコメントに対する返信は、原則として行わない。

(著作権)

第8条 公式アカウントに掲載されている写真、イラスト、音声、動画および掲載情報等の著作権は、本会または正当な権利を有するものに帰属する。

(アカウントの明示)

第9条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、公式アカウントのアドレス等を滋賀県スポーツ協会公式ホームページ上に明示する。

(免責事項)

第10条 本会は、本アカウントにより配信された内容によって生じたすべての影響について、一切の責任を負わない。

2 本会は、配信の遅延や不達に起因する利用者または他の第三者が被った損害について、一切の責任を負わない。

3 本会は、その他公式アカウントを利用することで生じた直接・間接的な損失について、一切の責任を負わない。

(個人情報の取扱い)

第11条 本会は、個人情報について、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）の規定に基づき、適切に収集、利用および管理する。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。